

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書（案）

●●●●●（以下「甲」という。）と滋賀県野洲市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（指定暑熱避難施設として指定する店舗）

第3条 指定暑熱避難施設として指定する店舗の名称、所在地、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数（以下「受入可能人数」という。）、開放可能日、開放する時間帯は、別表のとおりとする。

（施設の管理）

第4条 甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。
2 乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第5条 乙は、滋賀県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに甲に伝達するものとする。
2 甲は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第3条に定める開放可能日等において、店舗の供用部分を一般に開放するものとする。
なお、甲は、店舗本来の利用による混雑等で指定暑熱避難施設として開放するスペースが確保できない場合、正当な理由により一時的に営業時間を変更し、又は営業を休止する必要があると判断した場合等は、乙に連絡の上、供用部分の開放はしないものとする。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第6条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第3条に定める開放可能日等において、対象店舗のうち供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。

（変更の協議）

第7条 甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、

あらかじめ乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和●年●月●日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲

乙 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市長 櫻本 直樹